

那覇市元気向上通所型サービス実施要領 (通所型サービス・活動A)

(令和7年9月3日ちやーがんじゅう課長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、那覇市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行。以下「要綱」という。）第25条の規定に基づき、第7条別表1に規定する通所型サービス・活動A（那覇市元気向上通所型サービス）（以下「サービス」という。）の実施に関して、要綱及び那覇市通所型従前相当サービス及び通所型サービス・活動Aの人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱（平成29年4月1日施行。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(サービスの目的)

第2条 サービスの対象者が、サービスを行う者（以下「事業者」という。）が実施する体操等の機能訓練等のサービスを受けることにより、自立した日常生活を営むことができるようになることを目的とする。

(対象者及び対象者の状況等)

第3条 サービスの対象者及び想定される対象者の状況等は次の各号のとおりとする。

(1) 対象者

介護予防ケアマネジメント等においてサービスの利用が自立支援に資すると判断された者とで、次に掲げる者とする。

ア 居宅要支援被保険者

イ 事業対象者（介護保険法施行規則第百四十条の六十二の四第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める基準（基本チェックリスト）に該当する第1号被保険者をいう。

(2) 対象者の状況等

ア 身体介助の必要が無く状態が安定している者

イ 外出の機会が少なく閉じこもりがちな者

ウ 要綱第7条に規定する通所型サービス・活動B、一般介護予防事業、その他地域における通いの場等に通うことが困難である者

エ その他介護予防ケアマネジメント等において、元気向上通所型サービスを利用することにより生活機能の向上及び自立支援が可能であると認められる者

(サービスの内容)

第4条 元気向上通所型サービスの内容は、体操等の機能訓練その他生活機能維持及び自立支援に資する内容とする。

(実施方法)

第5条 サービスの実施方法は、要綱第8条第1項第1号に規定する指定事業所（以下「事業者」とする）により実施する。

(サービス提供の頻度)

第6条 サービスの提供の頻度は、あらかじめ地域包括支援センター等による適切なアセスメントにより作成された介護予防ケアマネジメント計画において、サービス担当者会議等によって得られた専門的見地からの意見等を勘案して1週当たりのサービス提供頻度を位置付けるものとし、その提供の頻度は、要綱第7条別表1のとおりとする。

(サービスの提供時間)

第7条 サービスの提供時間は、1回の利用につき3時間以上とする。

(利用者の送迎)

第8条 事業者は、利用者の送迎を行うこと。ただし、利用者が当該サービスを行う事業所へ自ら通うことができる場合や、利用者の家族により送迎を行う場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きにより利用者の送迎を行わない場合、事業者は、元気向上通所型サービス計画に送迎に関する留意事項としてその理由を記載しなければならない。

(事業費の額)

第9条 サービスの事業費は、要綱第10条別表2に規定する額とする。

(利用者負担)

第10条 サービス利用にあたっての利用者負担は、前条の事業費の額の100分の10に相当する額とする。ただし、サービスの利用者が、第一号被保険者であって法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である場合にあっては、100分の20または100分の30に相当する額とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 7 年 9 月 3 日から施行する。